

(公印省略)



感染 第 72 号
令和5年4月14日

大分県医師会長 殿

大分県福祉保健部感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
外来医療体制について

本県の新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、日頃より多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関による自律的な通常の医療提供体制に移行することが求められています。

このため、診療にあたっては、検査、診断だけでなく、必要に応じ処方、療養指導を行うとともに、体調悪化時には入院要否を評価の上、病病・病診連携による入院調整等の対応をいただく必要があります。

また、発熱患者等の診療に対応する「診療・検査医療機関」については、位置づけ変更後、「外来対応医療機関」に名称を改めますが、県ホームページでの公表、受診相談窓口での案内などの仕組みについては、当面継続します。その他の関連する取扱いについては下記のとおりですので、ご確認ください。

つきましては、貴会員に対し、診療・検査医療機関の新規指定、かかりつけ患者以外への対応など、外来医療体制の対応能力の強化について、積極的な働きかけをお願いします。

なお、各診療・検査医療機関あてに、別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 健康フォロアップセンターの案内リーフレットの配布について
医療機関での配布は5月7日で終了。5月8日以降、誤って陽性者に配布しないよう注意してください。センター（健康相談・陽性者登録）は5月7日をもって廃止
- 2 抗原検査キットの有症状者への無料配布について（協力医療機関のみ）
医療機関での配布は5月7日で終了。残りのキットについては、県への返却は不要
- 3 受診相談窓口等について
5月8日から「コロナ発熱・受診相談ダイヤル」を新たに設置
- 4 診療・検査医療機関（外来対応医療機関）の指定・変更等について
これまでと同様、その都度、当課あて報告。外来診療にあたっては「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)外来診療 Quick Start Guide」等を参考にしてください。

事務連絡
令和5年4月14日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
療養期間の考え方等について
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法に基づき、一定期間の自宅療養（外出自粛）を求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになることから、その判断に資する情報（位置づけ変更後のQ&A、新たな分析結果、諸外国の事例）を別紙のとおりお示しします。

令和5年4月5日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードに提出された新たな分析結果を踏まえると、発症後3日間は感染性のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。

位置づけ変更後は、政府として一律に外出自粛を要請するものではありませんが、個人や事業者の判断に資するよう、この分析結果や諸外国の事例を踏まえ、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨することを情報提供します。

また、位置づけ変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、お示しした考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染

症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人の療養や事業者の取組みに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定するものであることを申し添えます。また、文部科学省において、学校で新型コロナに罹患した児童等について、学校保健安全法に基づく出席停止期間について検討していることを申し添えます。

(参考1) 療養期間に関する現行の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(参考2) 患者のウイルス排出量に関する分析結果

- ・オミクロン系統感染者鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量（令和5年4月5日 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード専門家提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001084525.pdf>